

## スーパー定期預金〈単利型〉

平成 26 年 4 月 1 日現在

1 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型) 愛称：預入金額300万円未満はスーパー定期(300万円未満) 預入金額300万円以上はスーパー定期(300万円以上)
2 販売対象	法人および個人
3 期間	①定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ②満期日指定方式 1か月超5年未満(定型方式以外の満期日) 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利継続)の取扱が可能です。
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1,000円以上 1円単位
5 払戻方法	満期日以降に一括して払戻します。
6 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度  (3) 計算方法	預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 1,000円以上300万円未満、300万円以上の2段階の金額階層別金利設定を行います。(金利は店頭に表示しています。)  ・預入期間2年未満のものは満期日以降一括してお支払いします。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払率(約定利率×70%、小数点第3位以下切捨て)により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
7 手数料	手数料の定めはありません。
8 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱のものは総合口座の担保とすることができます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。 ・個人の方はマル優の取扱ができます。

商品概要説明書

<p>9 中途解約時の取扱</p>	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位切捨て）により計算した利息とともに払戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月未満 普通預金利率</li> <li>・ 6か月以上 次の(1)・(2)のうちいずれか低い利率を適用する。</li> </ul> <p>(1) 預入日から中途解約日までの預入期間により次の掛け目後の利率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月以上1年未満 約定利率×20%</li> <li>② 1年以上2年未満 約定利率×30%</li> <li>③ 2年以上3年未満 約定利率×40%</li> <li>④ 3年以上4年未満 約定利率×50%</li> <li>⑤ 4年以上 約定利率×60%</li> </ul> <p>(2) 預入日から中途解約日までの預入期間、金額に対応する預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率</p>
<p>10 その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以降の利息は解約日または書換継続日におけるにおける普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 利息には20.315%の税金がかかります。（国税15.315%・地方税5%）</li> <li>・ 預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円とその利息が保護の対象となります。）</li> </ul>
<p>11 苦情処理措置 ・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合営業日に上記業務部または全国しんくみ相談所（9時～17時、電話 03-3567-2456）にお申し出下さい。また、お客さまから上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul>

## 商品概要説明書

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

詳しくは、当組合業務部もしくは全国しんくみ相談所にお問い合わせください。